令和８年度　景観計画（素案）作成業務委託　特記仕様書

１　適用範囲

本特記仕様書は、相模原市（以下「発注者」という。）が委託する「令和８年度　景観計画（素案）作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

２　業務の目的

本業務は、令和５年１１月に策定した「相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示したまちづくりの誘導方針を深度化し、魅力あるまちなみの形成に寄与する具体的なまちづくりの取組やまちづくりのルールに係る素案を定めるため、過年度の委託により作成した「景観計画（素案検討）」について、関係者等との協議・意見聴取等を踏まえた修正や検討を行い、「景観計画（素案）」を作成することを目的とする。

３　業務管理

（１）本業務の実施にあたり、受託者（以下「受注者」という。）は、契約書、本仕様書、業務打合せ書及び関係法令等を遵守し、監督員の指示を受け正確に業務を実施しなければならない。

（２）本業務の実施にあたっては、本仕様書等の設計図書に基づき監督員の指示及び承認を得るものとし、明記なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに協議の上解決を図りその指示に従うものとする。

４　委託箇所

本業務の委託箇所は、相模原市緑区橋本２丁目ほか地内とする。

５　履行期限

本業務の履行期限は、令和９年３月１９日までとする。

６　実施体制

（１）受注者は、本業務にあたり技術上・工程上の管理等を総括する者として管理（主任）技術者及び照査技術者を定めるものする。

（２）管理（主任）技術者は、本業務を円滑かつ確実に実行するため、技術士（総合技術監理部門又は建設部門（都市及び地方計画））、シビルコンサルティングマネージャ（都市計画及び地方計画）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語の通訳が確保できれば可）でなければならない。

（３）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門（都市及び地方計画））、シビルコンサルティングマネージャ（都市計画及び地方計画）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

（４）定めた技術者について、資格を証明する書類を発注者に提出後、本業務に着手するものとする。

7　業務内容

本業務内容は、次の項目のとおりとする。

（１）計画準備

本業務の実施にあたり、必要な資料収集を行うとともに、各業務内容についての作業実施方針や実施工程を検討し、業務計画書として取りまとめるものとする。

（２）学識経験者へのヒアリング

学識経験者へのヒアリングのための資料作成、議事録作成、説明支援を行う。なお、学識経験者の選定は受注者が行うものとし、受注者の負担にて謝礼支払いを行う。

ア　開催回数：１名の学識経験者に２回程度

※１回あたり２時間程度を想定。（準備及び撤収時間を除く）

イ　報　　酬：１回あたり３０，０００円程度を想定。

（３）市民等の意見聴取に係る企画・運営支援

景観計画（素案）を検討するに当たっての市民等の意見の把握及び市民等が橋本駅南口地区のまちづくりに関心を持つきっかけづくりを目的とした「駅前公共空間の景観」に関する市民等の意見聴取に係る企画・調整及び当日の進行に係る支援を行う。なお、市民意見聴取は計３回程度の予定とし、支援にあたっては、学識経験者と連携し、資料作成及び当日の進行に係る調整を行う。

（４）関係者協議支援

景観計画（素案）の検討等に係る関係者等との協議に当たって、資料作成、議事録作成、会議当日の運営・説明支援を行う。なお、会議は計３回程度の予定とし、原則として、受注者が会場使用料を負担するものとする。

（５）景観計画（素案）の作成

ア　発注者が提供する過年度の委託成果物を基に、（２）から（４）の協議・意見聴取等の結果を踏まえ更新、検討等を行い、案を作成する。検討に当たっては、ガイドラインとの整合に留意するとともに、他地域の事例を収集し、定める基準を整理すること。また、適当な類似事例を複数提示し、視覚的に分かりやすくすること。

イ　概要版（Ａ３、２枚程度を想定）を作成する。

（６）打合せ協議

本業務に関する打合せ記録の作成は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに監督員に提出するものとする。業務の打合せは業務着手時、成果品納入時のほか、発注者受注者協議のもと、必要に応じて適宜行う。

（７）業務報告書の作成

（１）から（６）までの業務について取りまとめ、業務報告書を作成する。

８　成果品

提出する成果品は次のとおりとし、提出先は相模原市都市建設局リニアまちづくり課とする。

（１）景観計画（素案）　　１式

（２）業務報告書　２部（ファイル綴じ）

（３）電子データ　１枚（ＣＤ－Ｒ）

（４）その他発注者との協議により必要と認められたもの　１式

９　貸与資料

本業務の遂行に当たり、貸与する資料は次のとおりとする。

（１）図書作成のために必要な資料又はデータ（過年度委託成果等）

過年度の委託成果物は、次の項目のとおりとする。

成果物１　景観形成重点地区（素案検討）の概要

成果物２　成果物１の説明資料

成果物３　景観重要公共施設（素案検討）の概要

成果物４　成果物３の説明資料

成果物５　ガイドライン詳細版（素案検討）

（２）その他必要となる資料又はデータ

10　個人情報の保護

受注者は、本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

11　疑義の解決

本特記仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、解決するものとする。

個人情報の取扱いに関する特記事項

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第1条 「令和8年度　景観計画（素案）作成業務委託」（以下「本委託業務」という。）について、受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び関係法令等に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条　受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第3条　受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を定め、業務の着手前に文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）により発注者に報告しなければならない。

2　受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3　受注者は、責任者を変更する場合は、事前に文書により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

4　受注者は、業務従事者を変更する場合は、事前に文書により発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第4条　受注者は、発注者と協議し、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、本委託業務の着手前に文書により発注者に報告しなければならない。

2　受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に文書により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3　受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び業務従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（監督、教育等の実施）

第5条　受注者は、個人情報の取扱いに関する責任者及び業務従事者に対する適切な監督を行うとともに、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を責任者及び業務従事者全員に対して実施しなければならない。

2　受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（守秘義務）

第6条　受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2　受注者は、本委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、退職した後も含め、第1項の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用させないため必要かつ適切な監督をしなければならない。また、本委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関して誓約する旨を文書により提出させ、文書によりこのことを発注者に報告しなければならない。

（再委託）

第7条　受注者は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2　受注者は、本委託業務の全部又は一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に次に定める項目を明確にした上で、文書により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

(1)再委託先の名称

(2)再委託する理由

(3)再委託して処理する内容

(4)再委託先において取り扱う情報

(5)再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法

3　前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4　受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5　受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況の管理及び監督をするとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

6　受注者は、次に定める事項を遵守するものとする。再委託先が委託された業務をさらに第三者へ委託する場合のように委託が繰り返される場合においても同様とし、再委託の契約書等にその趣旨を盛り込むものとする。（この場合においては、再委託など事業者のつながりを「委託の系列」という。）

(1)受注者は、受注者に関する特記事項に係る文書及び受注者が委託の系列を通じて取得した特記事項に係る文書の写しを、発注者へ提出するものとする。

(2)前号の文書を用いる場合だけでなく、文書を用いない場合においても、個人情報の取扱いに関する承認、指定等、意思決定に関わる事項は、事前に委託の系列を通じ発注者の承認、指定等を得るものとする。

(3)受注者が再委託する場合、第1号の「発注者」を「委託の系列を通じ相模原市」と、第15条の「発注者」を「発注者及び相模原市」と、第16条第3項の「発注者」を「相模原市」とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条　受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2　受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条　受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1)施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2)発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。

(3)個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4)事前に発注者の承認を受けて、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報の複製又は複写をしないこと。

(5)個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

(6)個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(7)個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報の漏えい等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(8)作業場所に、私用パソコン、私用外部電磁的記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

(9)個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(10)個人情報を電子メールで送信しないこと。ただし、発注者が承認したときはこの限りではない。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条　受注者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者の承認なく第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条　受注者は、発注者との間の個人情報の受渡しに関しては、文書により発注者に対して申請し、その承認を得なければならない。

2　前項の場合において、受注者は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（個人情報の返還又は消去等）

第12条　受注者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は消去若しくは廃棄を実施しなければならない。

2　受注者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を文書により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3　受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4　受注者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5　受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者氏名及び消去又は廃棄の内容を記録し、文書により発注者に対して報告しなければならない。

（開示請求等）

第13条　個人情報に係る本人からの開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、発注者が法及び相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年相模原市条例第32号）の規定に基づき対応するものとする。

（定期報告及び緊急時報告）

第14条　受注者は、個人情報の取扱いの状況について定期に又は発注者の求めに応じて文書により報告しなければならない。

2　受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び実地検査）

第15条　発注者は、本契約及び本特記事項の遵守状況を確認するため、受注者に対して、監査又は実地検査（以下「監査等」という。）を行うことができる。ただし、実地検査を行うことが難しい場合であって、受注者が当該実地検査の項目について調査した結果を発注者に報告したときは、この限りでない。

2　受注者は、発注者が監査等を行う場合、当該監査等に協力しなければならない。

3　発注者は、監査等を行うときは、受注者に対し、あらかじめ通知するものとする。

4　発注者は、監査等の結果、個人情報の取扱いについて改善が必要であると認めるときは、受注者に対し、その改善を指示することができる。

5　受注者は、前項の規定による指示を受けたときは、その指示への対応について、発注者が指定する期限までに報告しなければならない。

（事故時の対応）

第16条　受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を文書により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2　受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3　発注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17条　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18条　受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2　受注者は、第三者に本委託業務の実施に起因する損害を与えた場合は、その損害を自らの責任において賠償するものとする。

環　境　配　慮　に　関　す　る　特　記　事　項

（関連法令の遵守）

第１条「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギー・廃棄物の削減に取り組むとともに、環境関連法令の規則等を遵守すること。

（再生紙の使用）

第２条　発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

（アイドリングストップの実施）

第３条　業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するように努めること。

相模原市環境方針

本市は、「相模原市環境基本条例」の基本理念に則り、望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するため、事務事業の実施に当たり、以下のとおり、取組目標を設定し、継続的改善を推進します。

1 「相模原市環境基本計画」に基づき、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。

2 地球温暖化対策や循環型社会の形成などを推進するため、再生可能エネルギー等利用設備の導入、省エネルギー機器の導入、公用車適正利用の推進、ごみの減量化・資源化の推進、資源・エネルギーの有効活用に取り組みます。

令和2年4月1日

相模原市長

【相模原市環境基本条例　基本理念】

1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。

2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。

相模原市暴力団排除条例に基づく契約事務からの暴力団排除について

平成24年1月1日より相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。）が施行されたことに伴い、次のとおり契約条件を定めます。

なお、対象となる契約は平成24年1月1日以降に契約するものです。

（暴力団排除に係る落札決定の取り消し）

1　落札決定後、契約締結までの間に、当該落札決定の通知を受けた者（以下「落札者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該落札決定を取り消し、この契約を締結しないこととする。この場合において、取り消しにより落札者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（1）落札者が個人である場合には、その者が、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

（2）落札者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。

（3）落札者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

（4）落札者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は落札者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

（暴力団排除に係る契約の解除）

2　発注者は、契約後、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（1）受注者が個人である場合には、その者が、暴力団員等と認められるとき、又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、暴力団経営支配法人等と認められるとき。

（2）受注者が、県条例第23条第1項に違反したと認められるとき。

（3）受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

（4）受注者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

3　2の規定により発注者がこの契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4　2の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって3の違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

5　受注者は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

6　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

7　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

8　受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

相模原市ウィークリースタンス特記仕様書

（目的）

第１条　労働時間の上限規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、公共工事及び公共工事に係る委託業務を円滑かつ効率的に進めるために、一週間における受発注者間相互のルールやスタンスなどを目標として定め、計画的に履行することにより労働環境の改善を行い、工事目的物及び成果品の品質確保・向上及び担い手の育成・確保を図る。

（取組の内容）

第２条　発注者は、以下の項目を例として受注者と取り組む内容を確認及び調整の上、設定する。

（１）月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない

（２）水曜日は定時の帰宅に心掛ける

（３）土・日曜日に休暇が取れるよう金曜日には依頼しない

（４）昼休みや午後５時以降の打合せをしない

（５）定時間際、定時後の依頼、打合せをしない

（６）１６時以降の現地立会は行わない

（７）作業内容に見合った作業期間を確保する

（８）その他、任意に設定する

（運用方法）

第３条　発注者は契約後の初回打合せ時に、前条各号の内容について受注者と取り組む内容を確認し設定する。

２　受注者は前項の規定により設定した内容を施工計画書又は業務計画書に記載する。

附　則

この仕様書は、令和６年７月１日から施行する。